

平成23年第3回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成23年9月26日(月)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	9月26日 午前9時00分宣告(最終日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	山田新太郎
	3番	安藤洋一	4番	高阪康彦
	5番	戸谷裕治	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	吉田正昭	12番	奥田信宏
	13番	猪俣二郎	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹	政 策 推 進 課 長	山本 章人
		ふるさと 振興課長	寺西 隆雄		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 税 務 課 長	服部 康彦
		総務課長	江上 文啓	安 心 安 全 課 長	岡村 智彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
		ま ち づ く り 推 進 課 長	志治 正弘		
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上 下 水 道 部	上 下 水 道 部 次 長	絹川 靖夫	下 水 道 課 長	加藤 和己
		水道課長	伊藤 満		
	消 防 本 部	消 防 長	鈴木 卓夫	消 防 本 部 総 務 課 長 兼 予 防 長 兼 課	伊藤 啓二
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教 育 課 長	鈴木 智久
	委 員 長 及 び 委 員	監 査 委 員	平野 正雄		

本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	伊藤恵美子
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第57号 福祉給食センター調理器具等購入契約の締結について
- 日程第2 議案第46号 表彰について
- 日程第3 議案第47号 蟹江町暴力団排除条例の制定について
- 日程第4 議案第48号 蟹江町交通安全条例の一部改正について
- 日程第5 議案第49号 蟹江町税条例の一部改正について
- 日程第6 議案第50号 字の区域の設定について
- 日程第7 防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告
- 日程第8 議案第51号 平成23年度蟹江町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第9 議案第52号 平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第53号 平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第54号 平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第55号 平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第56号 平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第1号 平成22年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第2号 平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第3号 平成22年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第4号 平成22年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第5号 平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 認定第6号 平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 認定第7号 平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第21 認定第8号 平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 認定第9号 平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 認定第10号 平成22年度蟹江町水道事業決算認定について
- 日程第24 発議第8号 国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第25 発議第9号 愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について
- 日程第26 閉会中の所管事務調査及び審査について

追加日程第27 議案第57号 福祉給食センター調理器具等購入契約の締結について

○議長 黒川勝好君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、平成23年第3回蟹江町議会定例会の最終日の予定でございます。ご協力よろしく
お願いいたします。

皆さんのお手元に、発議第8号及び発議第9号の意見書提出議案、総務民生、防災建設の
各常任委員会審査報告書、議案第55号の請求資料、蟹江町教育委員会点検評価報告書、平成
23年第2回臨時会、第2回定例会の会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願
いいたします。

また、防災建設常任委員には議案第47号の請求資料、総務民生常任委員には防災建設常任
委員会所管事務調査の資料が配付してありますので、お願いいたします。

ここで、江上総務課長より答弁の訂正の申し出がありましたので、発言を許可いたします。

○総務課長 江上文啓君

議長のお許しをいただきましたので、一言おわび申し上げます。

過日、高阪議員からいただきました一般質問の答弁の中で、一般会計の起債償還額のピー
クはとの質問に対し、平成28・29年度とお答えいたしました。その後確認いたしましたと
ころ、平成26年度がピークとわかりましたので、ここで訂正し、おわび申し上げます。

なお、このピーク年度につきましても現時点のものでありますので、今後の起債額いかん
によっては変動する場合もあることをご理解ください。

以上でございます。

○議長 黒川勝好君

本日の欠席の届は大原龍彦君でございます。

ただいまの出席議員は13名です。定数数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 黒川勝好君

日程第1 議案第57号「福祉給食センター調理器具等購入契約の締結について」を議題と
いたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長 齋藤 仁君

提案説明した。

○議長 黒川勝好君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第57号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第57号は精読とされました。

○議長 黒川勝好君

日程第2 議案第46号「表彰について」

日程第3 議案第47号「蟹江町暴力団排除条例の制定について」

日程第4 議案第48号「蟹江町交通安全条例の一部改正について」

日程第5 議案第49号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第6 議案第50号「字の区域の設定について」

を一括議題といたします。

本5案は、総務民生常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 高阪康彦君、ご登壇ください。

(4番議員登壇)

○総務民生常任委員長 高阪康彦君

総務民生常任委員会に付託されました5案件につきまして、去る9月8日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第46号「表彰について」を議題としました。

次に、審査に入ったところ、地域振興で表彰される方の選考基準を聞きたいという内容の質疑がありました。

これに対し、区長、老人クラブの会長など、地域の活動を20年以上やっており、各町内会長からの推薦をいただいた方を表彰の対象にしているという趣旨の答弁がありました。

次に、須成祭りなどの大きな祭りで長年貢献されている方の表彰はどうなるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、須成祭り等で長年にわたり地域に貢献され、区長から推薦等があれば表彰の対象として考えることは可能である。ただし、一番問題になるのは、政教分離の関係は地域振興で表彰することは難しいという趣旨の答弁がありました。

他に質疑もなく、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、全員賛成により可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号「蟹江町暴力団排除条例の制定について」を議題といたしました。

次に、審査に入ったところ、今まで暴力追放運動推進センターを利用したり相談に行ったりということは蟹江町の場合ないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今まで町が直接相談に行ったことはない。行政対暴力の関係で責任者が講習を受けたり、センター主催のセミナーに出席することはあるという趣旨の答弁がありました。

次に、もし暴力団にかかわってしまった場合、個人ではどうしようもできない状況になることがある。その場合に、暴力追放運動推進センター、行政、警察などが連携して対応できるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、相談を受けた場合、町、県、センターなどが一体になって対応する。県の暴力団排除条例第11条に保護措置の規定があるので、暴力団の排除活動に取り組んだ方が不安を感じ、危害を与えられる可能性があるということになれば、県警の本部長が援護策を講ずる構成になっているという趣旨の答弁がありました。

次に、事前に警察などからの援護がないと、暴力団の排除活動などに取り組めないことがある。事前の援護はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、県の暴力団排除条例第11条で、「取り組んだこと等により」の「等」は、類推されるものに対応できる法文の構成になっていると読み取れる。だから、「取り組むこと」、「取り組んだこと」も入ってくる。暴力団追放運動センターなどは、相談を受けると対抗策を出してくる。また、暴力団追放運動推進センターと警察は連携しているので対応もできると思う。まずは相談し、そこから対策、予防策、事後策ということになるという趣旨の答弁がありました。

次に、第5条の「町民等の責務」について、その責務がよくわかるガイドラインを広報などでお知らせできないかという内容の質疑がありました。

これに対し、広報だけでなく、警察と連携をして暴力団排除条例のキャンペーン運動を広げてやっていきたいと考えているので、その運動の中で住民の皆さんに周知をしていきたいという趣旨の答弁がありました。

次に、現在、町は暴力団の情報を何かつかんでいるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、町は、暴力団の情報は現在つかんでいない。警察は情報を持っているが、公表していないという趣旨の答弁がありました。

次に、この条例に基づいて、暴力団排除、暴力団壊滅などの旗印を掲げてやれるだけの厳しい覚悟を持っての条例提案だと思うが、その覚悟はあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、自主的な暴力団追放運動、大会などを警察と連携して住民と行っていきたいという覚悟はあるという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第47号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号「蟹江町交通安全条例の一部改正について」を議題といたしました。

次に、審査に入ったところ、高齢者の自転車運転が危険である。高齢者に対して自転車が

軽車両だという意識づけはどのように行っていくのかという内容の質疑がありました。

これに対し、警察署と連携して、高齢者の交通安全キャンペーンでチラシ、啓発グッズを配布し、交通安全を呼び掛けている。また、高齢者に関する交通安全学習会などを強化していきたいという趣旨の答弁がありました。

次に、自転車道の確保はできないかという内容の質疑がありました。

これに対し、自転車専用道は規制や幅員などの問題もあるので、警察など関係部署と調整していきたいという趣旨の答弁がありました。

次に、高齢者の自転車教室などで修了したら高齢者用の自転車運転免許証などを出して、高齢者の意識を高めることも考えられないかという内容の質疑がありました。

これに対し、免許証ではないが、きちんとできましたよということで修了証を出すことを検討していきたいという趣旨の答弁がありました。

次に、かなりの高齢で車を運転される方に、危ないので免許証を返還してはどうかの呼びかけはできないかという内容の質疑がありました。

これに対し、蟹江警察とで講話や学習会を行う中で、危ないので返還してくださいとか、高齢運転者マークを張ってくださいなどの呼びかけをしているという趣旨の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第48号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたしました。

質疑、討論もなく、議案第49号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第50号「字の区域の設定について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、何丁目の決め方を聞きたいという内容の質疑がありました。

これに対し、北西の角から右回りで一丁目、二丁目という形で決めるという趣旨の答弁がありました。

次に、富吉二丁目だけ世帯数が少なく、バランスが悪いと思うが、なぜ二丁目を一つの区画にしたのかという内容の質疑がありました。

これに対し、確かに二丁目の世帯は約30世帯で少ないが、土地は約170筆ある。例えば一丁目と一緒にすると土地の筆数が1,000筆を超え4けたの数字になるので、二丁目を1区画にしたという趣旨の答弁がありました。

次に、町名地番変更の今後のスケジュールを聞きたいという内容の質疑がありました。

これに対し、議決後10月に法務局に話をし、作業を進めてもらう。11月上旬に郵便局から役場にはがきが納品され、11月下旬に住所変更の通知、変更のお知らせのはがきを各住民に送付する。また、24年1月の広報で周知し、1月7日に施行する予定になっているという答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第50号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

(4番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第2 議案第46号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第46号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第47号「蟹江町暴力団排除条例の制定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

ございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第47号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第48号「蟹江町交通安全条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第48号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第49号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第49号を採決します。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第49号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第6 議案第50号「字の区域の設定について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第50号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第7 防災建設常任委員会の所管事務調査の結果報告を議題といたします。
調査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(12番議員登壇)

○防災建設常任委員長 奥田信宏君

それでは、報告をさせていただきます。

防災建設常任委員会で所管事務調査されました案件につきまして、6月8日に第1回の委員会を開催し、「少量使用者の水道料・下水道使用料の基本料金の値下げを求める陳情書について」審査いたしました。

理事者側から、水道料金について、近隣市町村との比較について説明がなされました。

委員からは、漏水率改善など、名古屋市のやり方についてももう少し勉強してはどうかとの意見もあり、第1回の委員会においては陳情の内容を深く理解することにとどめ、再度委員会に諮り議論を進めることになりました。

当委員会は、理事者側に次回委員会開催日までに水道事業の経営及び業務の事業など、新たに資料の提出を求めました。

引き続き、去る9月8日に第2回目の委員会を開催し、審査を行いました。その経過と結果についてご報告を申し上げます。

9月8日に開催いたしました防災建設常任委員会では、6月に請求いたしました資料が提出され、担当者より他市町村との料金比較と水道料金の現状について説明を受けました。

審査に入ったところ、ことし、来年で大きな地域が下水の使用可能地域に入り、使用料の減収は示された数値でおさまるのかとの質疑がありました。

これに対し、2カ月で10立方メートルぐらいを要望どおり下げますと3,000万円ぐらいの減収になり、この金額には下水は配慮しておらず、今までの水道料金のデータをもとにしておりますので、示した数値でおさまることはないとの答弁がありました。

また、水道料金を下げることは、現状の中、無理ではないか。3年後に値上げの見込みがあるなら時期はいつになるかとの質疑がありました。

これに対して、現在の基本料金を20立方メートルから10立方メートルに下げた場合、10立方メートル以上のところで料金の値上げをしていかないと水道会計上成り立たない。また、値上げの時期については、下水道の実態を考えると26、27年度ぐらいに大きな波が来るとの答弁がありました。

次に、少量使用者の方々に納得してもらうために、はっきりとした回答をしてほしいとの質疑がありました。

これに対し、少子高齢化で人口が減少する中、ミネラルウォーターの普及や節水意識の高まり、下水の供用開始などにより減収となることが予想され、平成26年、27年には赤字にな

る見通しである。27年の料金改定の段階においては、今後の下水の供用開始を含め、水道事業の資本投資など再度精査いたしまして、必要な金額等を加味して料金改定を行っていきたい。ただ、水道事業の根幹である基本料金に関しましては、現段階では見直す考えはないとの報告を受けました。

以上の報告内容から、委員会としては、下水の供用開始や水道事業の資本投資など、水道事業収益の減収は目に見えており、また、3年後には事業収益が赤字になることが予想され、値上げをしなければいけない状況の中で、現在直ちに水道料金を値下げすることは困難であると考えられる。ただし、料金改定時には料金体系について現在の20立方メートルから下げることが視野に入れることを要望するとの結論となりました。

なお、漏水問題についても質疑がなされましたが、漏水対策として、平成23年8月15日から11月30日までに漏水調査を町内一円で実施することとすることで、その漏水調査の結果が出た時点で、漏水箇所、今後の修繕計画等を本委員会に報告していただくこととなりました。

以上、報告にかえさせていただきます。

続きまして、去る9月9日午前10時より本委員会が行った所管事務調査として、日光川流域の防災のかなめとして県が改築工事を進めております新日光川水閘門につきまして、概要と水閘門の働きについて確認してきましたので、ご報告を申し上げます。

日光川水閘門は、建設後50年近くが経過しており、本体の老朽化が著しく、近い将来発生が危惧されている東海地震、東南海・南海地震が発生した際には、損傷により機能が損なわれるおそれがあり、また、地盤沈下の影響により高潮に対して必要な高さが不足していることなどから、水閘門の改築が行われております。

調査内容としましては、まず大規模地震への対応であります。大地震が起きても傾きにくい構造で、地震により、くい周辺にすき間が生じても補修ができ、液状化や圧密沈下しないように地盤改良が進められておりました。

次に、地球温暖化、広域地盤沈下への対応であります。海面上昇、沈下量分だけ柱を高くし、重量に耐える基礎ぐいをつくっており、将来ゲートの大きさに合わせてモーターを交換でき、ゲートを継ぎ足すことができるように工事が進められておりました。

次に、確実なゲートの開閉を確保する対応であります。万一落雷・地震による停電、故障等が生じても、確実に高潮、洪水を防ぐことができるように改築が進められており、平成29年には旧水閘門の撤去が終了し、完成する予定であります。

この日光川水閘門改築工事により、日光川流域の安心・安全が向上するものと大きな期待が寄せられております。

以上、ご報告を申し上げますとともに、総務委員会の皆さんにもご参加をいただきましたことを御礼申し上げます、報告にかえさせていただきます。

終わります。

(12番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

以上で委員長報告を終わります。

○議長 黒川勝好君

日程第8 議案第51号「平成23年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

11ページですけれども、介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業ということで、カリヨンのほうに補助金が行くようになっておりますが、これについて少しお伺いしますが、この事業ですけれども、これは国のほうが3カ年計画で緊急に老人関係の施設整備の上乗せをするということでありますので、このような形で申請があり、それがおりたと思いますが、まず、対象施設ですけれども、地域密着型サービスなどということと、また、広域型施設も含まれておりますけれども、この事業の対象施設というのが、蟹江町の場合と、また、広域の場合ですけれども、特養関係だけだったのか、対象施設は全施設に及んでおったのかということをお伺いします。

そして、対象施設によりましてけれども、ほかに申請が——対象外であれば他に申請はないわけですけれども、対象がもっと広いとするならば、申請というものが他にもあったのかどうか、調整が行われたようなものなのかどうかということの背景についてお伺いしたいと思えます。

2点目ですけれども、今度カリヨンの新千秋で小規模ですので30人未満ということのようですが、募集ですけれども、待機している方が非常に多いと。100名だとか150名だとか、あちこちに重なって申請しているので実数ではないというお話もありますけれども、募集について、待機している人から入れるような形になるのか、一般応募して新たにこの施設はこの施設でゼロ視点からというようなやり方になるのか、どんなやり方になるのかということについてお伺いしたいと思えます。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

今回の補助金でございますが、地域密着型の施設についての県からの補助ということでございます。これは、以前は国の地域福祉空間という補助金であったものが、これが一般財源化されまして、平成21年の国の補正予算で各都道府県のほうに基金が設置されました。その基金を運用することによって、愛知県でいうなら愛知県が、各市町村が行う事業、これは市町村が行う事業といいましても、愛知県からの補助金を全部その事業費に充てるのか、それとも一部を補助するのかといった違いはあるにしても、都道府県、愛知県のほうから市町村

が補助を受けて、それを事業者に補助するというものでございます。

先ほど申し上げました補助金につきましては、施設整備にかかわる部分と、もう一つには施設そのものではなくて準備にかかわるものと2種類がございます。それで1億幾らのものとの2種類になっております。

この補助金でございますが、地域密着型でございますので、定員29人以下の小規模特養、例えばグループホームですとかいったものが今回の対象になっておるものでございますけれども、補助そのものについては、特養と地域密着型でないものも対象ではあります。ただ、蟹江町の平成21年度から23年度までの3年間の介護保険の事業計画の中で建設を目指したということがありまして、その事業計画にカリヨンの福祉会が、それまでもカリヨン新千秋という施設はございましたが、その一角に新たに小規模の特別養護老人ホームを建設するという計画がありまして、それを県のほうに申請しましたところ内示が来たということで、今回の補正予算に上げさせていただいたというものでございます。

それから、調整ということを言われましたが、これにつきましては、地域密着型でないもの、一般的な特別養護老人ホームですとか老人保健施設、こういったようなところにつきましては、これは、事業者指定等は愛知県が行いますということで、そういった施設を建設しようとする場合には各市町村の介護保険事業計画の中でどれだけ特別養護老人ホームが不足しておるのかといったことと、それから、もう一つには、愛知県内が幾つかのブロックといえますか、地域に分割をされておりまして、その地域の中で、この辺でいいますと海部の地域に当たるわけでございますけれども、海部の中でどれだけというようなことで計画をされるものでございまして、市町村単独のものとは違って、地域一体で考えられるということになります。

したがいまして、市町村の計画の中にどういった施設がどれだけ足りない、そして先ほど申し上げました、地域の中でどれだけ足りないというのを愛知県が全体の計画の中で決定していくということになりますので、今回のカリヨン新千秋の建設のものとは、その点で大きく違うものであります。カリヨン新千秋の小規模特別養護老人ホームは蟹江町が事業者を選定しておりますし、そして、建設等完了し検査等済んだ後には、また地域包括支援センターの運営協議会の中でカリヨン福祉会を小規模特別養護老人ホームの事業所指定していくという形になりますので、その点で大きな違いがございます。

それから、もう一つ、募集等についてということでございますけれども、先般の一般質問、松本議員からいただいたときにも待機者ということで人数は申し上げました。その際にも、蟹江町の方で要介護が3から5の1年以内に入所したいということで申し込みをされている方、31人というふうに申し上げました。そして、小規模特別養護老人ホームの定員が29人でございますので、単純に算数をすれば残りの方はわずかになるかということになってまいりますのが、ただ、申込者の中には蟹江町内の施設ではなくて、ほかの施設を第1番という

ことで希望されていらっしゃる方もあるかも知れません。それから、定員29人といいますが、事業運営を開始しましてすぐに定員いっぱいの方の入所を受け入れということが可能かどうかといいますと、多少、いっぱいになっていくには時間かかろうかなという点もございまして、そういった点では待機の方、完全に解消されるわけではありませんが、かなりの方が減るのではないかなということと、それから、どういった方を入所にという部分でございまして、これはまだカリヨンのほうとも話をしておりませんし、確認はしておりませんが、待機の方を第1番目に考えることだろうと思いますけれども、入所の募集をした際に、どういった方々がそちらのほうで入所したいというふうで言われるのか、そういった点で施設のほうが決定的にいくことになるかというふうに考えております。

以上でございます。

○7番 中村英子君

利用者のほうからすると、どういう事業が、どういう分類で、どうなったからどうなったかということよりも、どれだけベッド数がふえて利用できる状態になったのかどうかということが、利用者からすれば興味のあるところだと思うんですね。

それで、今のご説明で、いろいろな事業の中でのご説明ありましたが、この事業を利用することによって、今、蟹江町は29人ということで少しの解消が図られるというお話がありました。今、説明にもありましたように、ルートは違うと思うんですね。申請のルートは直接県に行くとは思いますが、今ブロックでも——広域型でもこれを利用するということができたと、広域でも。だから、これは直接、今のはカリヨンは市町村が指定している事業で市町村が地域密着型でやっていますけれども、県にダイレクトに整備計画を出して県が許可するというのは、広域型ではそういうやり方でこの事業も利用されているというふうには思っています。

そこで、蟹江町の方は蟹江町だけというわけじゃないですし、今もその説明ありました。他の町にある施設も、相手も利用するし、こちらも利用するわけですので、それでまず広域が、県が私らは知らぬということではなくて、実際に海部というブロックの中でこの事業を利用して、どこどこがまたベッド数もふえたんだよというようなことがあったら、それについて教えていただきたいと思っておりますし、なければ、蟹江町だけがこの事業でこれだけのベッド数がふえたんだと、そういうふうには理解して終わるわけですので、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

それから、ただいまも答弁ありましたが、蟹江町の介護保険事業計画って、これ、定められておりますので、3年ごとにやっております、これがあるわけですが、この事業計画によって、今、県のほうも蟹江町がどれだけ施設が足りないんだというような判断基準を持って、これを認可したりしなかったりだということだと思っておりますけれども、この事業計画を見ますと、どこの市町もそうですけれども、施設を必要とする人の数というのはどんど

んふえていくというわけで、ふえていく率もほとんどの市町が同じだと思うんですが、この計画の中では、例えば今回29人という施設ができたとしても、これは十分に将来的に取り込んでいける数字ではないというふうに思うわけですが、そこで、今後施設整備についてこういう臨時のものを利用するということがありますけれども、これ、23年度までというふうになっていますので、また新たに別の事業計画の中でやるということもあるんですけれども、どれだけ足りないかという部分について、今後このようなベッド数をふやす計画、施設、考え方というものが、どういうものがあるのかなのか、お伺いしたいと思います。

とにかく町の介護保険事業計画の中でもそうですし、国の方針がそういうわけですから町もそうなるんですけれども、とにかく重い人だけを入れていきたい、介護度の高い人、そういう人たちだけを優先していくんだよと、これからは。そういうことで施設に入る人の数というのは抑制しよう、できるだけ在宅で見ていこうというような、そういう方向性というのは顕著に見えるわけですが、在宅になった場合は、女性の立場でいいますと、また介護、お世話する人が女の人にかかってくると逆戻り現象、最近ではお一人の独身の男性が多くなっていて、お一人の独身の男性が仕事をやめてお母さんを見るだとか、そういうような状況も生まれているようなんですけれども、いずれにしても在宅へ向かおうということは、介護保険の本来の精神から後退するように、家庭にかなり負担がかかってくるという現実があるわけです。もちろん家庭の中でも介護保険使えますので、ヘルパーさんに来てもらうだとか、入浴のサービスをしてもらうだとか、いろいろな利用はできるわけですが、実際にそこに家族がいないことには、この話も成立しないという部分もかなりありますので、在宅に対する考え方もどうなんだということもお伺いしたいわけですが、重点的には、今、施設の整備の話ですので、整備についてどんなお考えが今後あるのかということをお伺いしたいと思います。

その中に、先日、私、一般質問のときに、蟹江高校の跡地の利用についてお伺いしたときですが、そのとき町長のほうから、いろいろ考えているということで、5つのゾーンにしてここを利用したいというお話がありました。その、いい悪いはまた12月に明らかになると思うんですけれども、この中で高齢者の施設みたいなものが考えられるのかどうかというようなことも、ちょっとニュアンスとして考えないでもない——ニュアンスですよ。これは別に何もはっきりしているわけでもないんですけれども、そういうようなことも考えていく必要もあるのかもしれないみたいな話ではっきりしていないわけですが、こういうようなところも持ちながら、もう少しベッド数をふやす必要があるという思いなのかどうか、その辺のところもあわせてお伺いしたいと思います。

いずれにしても、団塊の世代、平成36年にはピークに達するというので、10年ぐらいしか日がないわけですから、その辺の整備計画についてお伺いしたいと思います。

○民生部次長・高齢介護課長 佐藤一夫君

まず、施設のほうを整備された後、どういった形でお知らせをという点でございますが、これは、先ほど申し上げましたように、今回のカリヨン新千秋に整備されるものは地域密着型と申しまして、蟹江町の住民が利用するというのが原則でございます。もしそれに、例えばの話でございますが、あきがあつたりということであれば、ほかの市町村の方が利用されることも可能ではございますが、そういった利用されるということは非常に難しいのではないのかな。と申しますのは、蟹江町の方で待っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるということと、先ほど申し上げました29人がすぐ満床可能かどうか、というのは、少しは緊急の場合等に備えてあきも必要になるかもわかりません。そういったところから申し上げますと、蟹江町の方が利用されるだけというふうに考えております。

それで、お知らせについてでございますけれども、当然インターネット等、これは介護保険に関するもの、一番わかりやすいものでは「WAM NET」というのがあるんですが、そういうものに登録すれば、当然蟹江町の施設というふうで新たにそういうものができたという、そういったことはわかるようになります。ただ、蟹江町以外の方にどういうふうにお知らせするかということについては、まだそこまでも考えておりませんが、町内でカリヨン新千秋という小規模の特別養護老人ホーム、定員29人の方がいつから開設されますというようなことは、例えば広報等でお知らせは当然しなければいけないのかなと。

(発言する声あり)

それで、広域のほうなんですけれども、今のところは——今のところと申しますか、23年度までの事業計画の中で、海部の地域の部分での特別養護老人ホーム等をという準備は進んでいないと思います。

(発言する声あり)

施設そのものはふえていないということになるかと思えます。と申しますのは、海部の地域に必要なベッド数——必要なといいますが、計画上のベッドの数の問題と、実際に施設を建設し運営していくのに採算のとれるラインというのが当然あると思うんですが、そういった関係も出てこようかと思えます。その点で、海部の地域では今回の23年度までの計画の中では、特別養護老人ホームの施設を新たに建設するというものはなかったというふうに思っております。

それから、今後の整備ということについてでございますけれども、24年度からの3カ年の新たな計画を現在策定中でございますが、今の段階ではアンケートを、調査票を配布させていただいたものをちょうど回収の時期になっておるという段階でございます。回収した調査票を分析等しまして、もう一つには、高齢者の人口、要介護・要支援の認定者数の伸び、サービスを受けていらっしゃる方の伸び、サービス量、こういったことの実績を勘案すると、今後その数字がどういうふうに見込まれるかというあたりで、まず蟹江町の事業計画の素案をつくりませんが、これは当然愛知県のヒアリングがございますので、その中でまた全体的な

調整が多少されていくものかなというふうを考えておりました、現在のところではまだ特別養護老人ホームに入所される方のベッドがどれだけ不足しておるかというところについては、まだそこまでもつかんでおりません。これからそのあたりの数字については煮詰めていくことになろうかと思えますし、そういった入所の施設につきましては、当然ながら一番いいのは、申し込みをされたらすぐに入所できるような状況、それが一番いいかなというふうには思いますけれども、施設のほうがかんたんできて整備されていけば、それだけ介護給付費のほうもふえていくということがございまして、それが直接に保険料にも関係してくるという点もございまして。そういったところから、次の第5期のほうの介護保険料にもはね返ってくるということがございまして、その辺の重要な問題と、それから施設の整備の問題と、保険料と、今度は負担の関係と、その辺を全体的に考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、その点につきましては、介護保険料がかなり上がると思われるけれども、できる限り下げようにと。下げるというのは上昇分をできる限り抑えるようにということをお国が言ってきておるのは、そういった点からもなつてこようかというふうに思っております。

以上であります。

(「答弁がなかった、蟹江高の跡の」の声あり)

○町長 横江淳一君

中村議員、私のほうからご答弁させていただきたいと思えます。

先般の一般質問で、蟹江高校跡地の問題で5つのゾーンということをお、大変フアジーな説明をさせていただき、12月議会までにはきっちりと議員の皆様にはお示ししたいと思っております。

今、担当答えましたように、24年度からの介護保険の事業計画の策定を始めてまいって、今アンケートの段階だということになります。実は、介護保険制度が始まりまして5期の改定になったわけでありましてけれども、それぞれの地域で介護保険料というのは介護保険の内容によって若干ばらつきがあるのも当然であります。よく新聞紙上言っておりますけれども、日本は一体全体福祉はどういう状況なんだろう、中負担なのか、福祉料をどのくらい負担しているのかということ、私は、個人的な見解でありますけれども、中福祉小負担、これが日本ではないのかな。ヨーロッパはどちらかというと福祉のまち、スウェーデンも北欧も含めて、高負担であるけれども高福祉だと。その状況に向かうのかどうか、これは別といたしまして、事業計画の中に今回蟹江町がどのような方向で行くのかということはお示ししたいというふうに思っておりますが、そんな中で、蟹江高校の跡地の問題につきましては、先ほど来、まさに中村議員がおっしゃったように、私の考え方としては、施設介護をどんどんふやしていけば当然給付費にはね返ってきます。イコール、介護保険料にはね返ります。65歳以上の方も当然負担をしますし、64歳以下の方、いわゆる2号被保険者の方にも負担が及ぶというこ

とになりますので、私としては、昨年度でありますけれども、まだまだこれも緒についておりませんが、いろいろなところを今視察する中で、民間事業者が、要支援者を中心として元気なお年寄りを一つのところに集合していただいて、要支援から要介護にならないような、そんな支援体制を介護保険制度の中でやっている、そういう事業者があるというふうに聞いております。実際我々も視察に行つてまいりました。ただ、業者として1カ所だけで採算とるのは大変難しいというふうに思っています。数カ所それをつくることによって、多分採算がとれるんであろう。社長さん（経営者の方）から聞きますと、「大変いい事業で喜ばれております」と言う反面、「要介護認定が必ず下がりますので、我々としては、収入としては非常に苦しくなります」というようなことも冗談まじりでおっしゃってみえましたが、これからは、まずこれをやらなきゃいけないんじゃないかという社会使命感に燃えた、そういう経営者の方もおみえでございますので、そういう方としっかりとまず民の力を活用すべく、例えば蟹江高校の跡地に土地は提供いたしますが施設をつくっていただいて、特に蟹江町の高齢者の方、今、介護認定されている方が1,100人を超しております。65歳以上の方も7,400人になっております。そういう方々、介護支援センターも含めて総合的なそういう施設を仮につくることができれば、まだまだ十分な力のある方はそこでストレッチをやっただけとか、皆さん集まっていろいろな話をさせていただくとか、いろいろなコーナーがあるみたいです。また一度、中村議員、資料をお渡しいたしますけれども、そんな研究も早急に昨年度からやっております、ただ、場所それから設備投資の問題も、これからいろいろな問題があると思いますけれども、土地を何とか提供してやっていただけないかということも我々としては実は考える段階に来ております。

ただ、先ほど来申し上げておりますように、蟹江町内だけでそれができるのかということもまだ勉強中でありますので、蟹江高校の跡地がもしもそういう方向で、施設介護になる前に要支援1・2、要介護1ぐらいのところまでとめていただいて、できれば在宅介護を中心とした、もともとの介護保険支援制度の根幹となる考え方をしっかりと堅持していただくべく、国との基本的な考え方もあるわけでありますけれども、町としてはそういう施策も今後蟹江高校跡地でやったらどうなんだろうな、こんなことを今考えておりますので、またちょっとお時間いただいて、12月議会までには若干のお示しができればというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○7番 中村英子君

町長も前向きに、やっぱりベッド数の足りないことは認識してみえると思ひます。それはそれで本当にいいことですし、民間を利用するというのも、またそれはどんどんやってもらってもいいと思ひますね。

ただ、大事なことは、今答弁ありましたように、保険料と施設の整備とかのバランスなん

ですよ、やっぱり大事なことというのは。これは物理的な問題ですので、施設介護費というのは非常に在宅よりも点数が高く費用がかかるというふうになっていますので、このバランスというものをどういうふうに町が方針として示すのかということが、一般の住民にとって大事なことだと思うんですよ。例えば、介護保険料は高いですよ。どこよりも高いけれども、必ず施設に入る必要になった人は入れますよということを書いてもらえる方がいいのか、それは介護している側にすれば本当に書いてもらいたいですけれども、それか、保険料は高くなるのはやめて、ある一定の部分は我慢しろと言うのか、その辺のところは難しいんですけれども、方針が示されれば、介護する人を持っている人にとっては、一定の希望になるのか、逆に絶望になるのかちょっとわかりませんが、町としての方針が必要じゃないのかなというふうに思うんですね。

それは、もしそのような方針が出されれば、もちろん介護保険事業計画というものはまた来年度から今アンケートとって出すわけですが、その中に整備基本方針——整備に対する方針というものを示していただくと、介護しなきゃいけないのを持っている家庭の人にしてみると、整備というのは、じゃ、何年にどれぐらい進むのか、また、整備が新たにできるのかできないのか、そのようなことが不明確でありますので、国のほうは「市町村は整備計画を作成することができる」というようなことでとどまっておりますけれども、この3つ、きちんと方針と整備の計画というものが示されるべきではないかなと。それによって、それを利用する人たちに対して一定の方向づけができるのではないかと思いますので、その考えを申し上げて終わりたいと思います。

○議長 黒川勝好君

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第51号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第9 議案第52号「平成23年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第52号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第10 議案第53号「平成23年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第53号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第11 議案第54号「平成23年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第54号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第12 議案第55号「平成23年度蟹江町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第55号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第55号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第13 議案第56号「平成23年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第56号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第56号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第14 認定第1号「平成22年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。
ございませんか。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第15 認定第2号「平成22年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第16 認定第3号「平成22年度蟹江町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第3号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第17 認定第4号「平成22年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第18 認定第5号「平成22年度名古屋都市計画事業蟹江第二学戸土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第19 認定第6号「平成22年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第20 認定第7号「平成22年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第21 認定第8号「平成22年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第22 認定第9号「平成22年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第9号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第23 認定第10号「平成22年度蟹江町水道事業決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月20日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって認定第10号は原案のとおり認定されました。

○議長 黒川勝好君

日程第24 発議第8号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

松本正美君、ご登壇ください。

(1番議員登壇)

○1番 松本正美君

ご提案申し上げます。

発議第8号「国の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年9月26日提出。

提出者、蟹江町議会議員、松本正美。

賛成者、同じく菊地久、同じく中村英子、同じく奥田信宏、同じく伊藤俊一、同じく猪俣二郎であります。よろしく申し上げます。

意見書の朗読をもってかえさせていただきます。

国の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに国民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、国においても、学費の公私間格差是正を目的とした私立学校振興助成法を昭和50年に制定し、文部省による国庫助成たる各種助成措置を講じてきたところである。

しかし、地方自治体では、財政難を理由とした私学助成削減の動きが急速に広がっている。愛知県においても、「財政危機」を理由として平成11年度に総額15%、生徒1人あたり約5万円に及ぶ経常費助成(一般)の削減がなされた。その後、愛知県の私学関係予算は、国の私学助成の増額を土台に、経常費助成の単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は国からの財源措置(国基準単価)を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、学納金は平均で約40万円にもものぼっている。そのため

に、昨今の不況も重なって、「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、昨年度から「高校無償化」の方針の下、国公立高校のみが無償化されている。私学へも一定の就学支援金が支給されたものの、今なお私学の生徒と保護者は高い学費、公私間格差を強いられている。私立高校は生徒の募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれ、このままでは、公立とともに、「公教育」の一翼を必死に担ってきた私学の存在そのものが危うくなる恐れもある。

愛知県下の高校生3人に1人は私学で学んでおり、私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関である。そして私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な父母国民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

よって、本町議会は政府に対し、国の責務と私学の重要性にかんがみ、父母負担の公私格差を是正するための就学支援金を一層拡充するとともに、併せて、私立学校振興助成法に基づく国庫補助制度を堅持し、私立高校以下の国庫補助金とそれに伴う地方交付税交付金を充実し、私立高等学校以下の経常費補助の一層の拡充を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月26日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上であります。よろしく願いいたします。

(1番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○7番 中村英子君

7番 中村です。

私学の助成の増額ということで毎年出されておりますので、別にこれでいいんですけども、毎年出されているものですので、ちょっとよく読まないでいたので申しわけないんですけども、この文章の中間あたりに、「「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している」というふうに書かれておりますけれども、高校無償化の方針が出されたので、経済的理由で退学したり授業料を滞納する生徒というのは現在減少しているというふうに聞いておりますので、これは事実と違うことを書かれているんじゃないのかなと

いう気がしますので、その辺は、提案者はこれでいいのかと言えばそれでいいし、提案者になっておりますのでお伺いしたいと思います。

○1番 松本正美君

今、経済的理由で、なかなか公立と違って私学の場合は大変だということもお聞きしていますので、私はこれには賛成したいと思います。よろしく。

○議長 黒川勝好君

これは前回、全会派一致になっておりました。文言についても別に質問はなかったと思いますが、そうですね。

○1番 松本正美君

はい、このままでよろしいです。

○議長 黒川勝好君

今ごろ変えられないでしょう。

(発言する声あり)

○7番 中村英子君

いや、恥ずかしくもない、後でわかるということもあるで、もし間違っていれば訂正すればいいので……

(「自分できちんとやったやつだもの」の声あり)

○議長 黒川勝好君

どうぞ、言うことを言ってください。

○7番 中村英子君

恥ずかしくない、今、正式提案ですので、もし違ったことがあれば直せばいいし、そうでなきゃそのままでもいいし、ちょっとそこで、もし——ですから私が言いたい……

(発言する声あり)

ちょっとぶつぶつ言わないでください。

自分が言いたいことは、結局こういう実情がちょっと違うのではないかと思いますので、提案者は、違ってないのだからこのままでいいと言えばまたそれでいいです、その辺の、ちょっとこれ間違っていないかなというところで、もう一回提案者の方が「これ間違いないで、このままでいい」と言えば、それはそのまま別に構いませんけれども、ちょっとご意見、いいのかなというところで伺っておきます。

○議長 黒川勝好君

それでは、暫時休憩入れます。

(午前10時21分)

○議長 黒川勝好君

それでは、暫時休憩を解きます。

(午前10時23分)

○議会運営委員長 松本正美君

このことは、国の私学助成の増額と拡充に関する意見書については委員会でも決まっていますので、これでよろしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 黒川勝好君

他に質疑ございませんか。

(なしの声あり)

他に質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第25 発議第9号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 菊地 久君

発議第9号「愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書の提出について」。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成23年9月26日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、中村英子、同、奥田信宏、同、伊藤俊一、同、猪俣二郎、同、松本正美でございます。

では、原案を朗読させていただきたいと思います。

愛知県の私学助成の増額と拡充に関する意見書(案)。

私立学校は、国公立学校とともに県民の教育を受ける権利を保障する上で重要な役割を担っており、愛知県においては、学費と教育条件の公私間格差是正と父母負担軽減を目的として、「経常費1/2助成(愛知方式)」、「授業料助成」など、各種助成措置を講じてきた

ところである。

しかし、平成11年度に経常費助成が総額15%カットされ、授業料助成も対象家庭が縮小された。その後、県の私学関係予算は、国の私学助成増額を土台に、単価では徐々に増額に転じてきたが、平成19年以降は一進一退となり、この3年間は国からの財源措置（国基準単価）を下回る状態が続いている。そのために、少子化による生徒減とも重なって、多くの学園の経営は深刻な事態となっている。

また、私学の父母負担を見ても、愛知県においては、初年度納付金で64万円をこえ、授業料助成と入学金補助を差し引いても、納付金は平均で約40万円にもものぼっている。そのために、昨今の不況も重なって「経済的理由」で退学したり、授業料を滞納する生徒が急増している。また、過重な学費負担のため、私学を選びたくても選ぶことのできない層がますます広がり、学費の公私格差が学校選択の障害となり、「教育の機会均等」を著しく損なっている。

このような状況下で、昨年度から公立高校が無償化され、私学にも就学支援金が実施された。もしこの支援金が、日本一と言われた愛知県の授業料助成制度に加算されれば、私学の父母負担はかなり軽減される。しかし、県は深刻な財政難を理由に、県独自予算を大幅に縮小し、無償化対象は年収約350万円未満の家庭にとどまっている。とりわけ、乙Ⅰ（年収約610万円未満）・乙Ⅱ（年収約840万円未満）では、公立が11万8,800円軽減された一方で、私学助成は2万4,000円の加算にとどまり、父母負担の公私格差は大幅に広がっている。また、公立高校が無償化された関係で私立高校は募集難に苦しみ、私学教育本来の良さを損ないかねない状況に置かれている。

私学も、公立と同様に、公教育を担う教育機関であり、愛知県下の高校生の3人に1人は私学で学んでいる。私学は、独自の伝統、教育システムにもとづく教育を提供し、教育改革に積極的な役割を果たしてきている。私立高校は、生徒急増期においては、生徒収容で多大な役割を担うなど、「公私両輪体制」で県下の「公教育」を支えてきた。このような事情から、父母負担と教育条件の公私格差を是正することは、長年にわたる県政の最重点施策であった。確かに、県の税収減など財政難には厳しいものがあるが、そうした時だからこそ、公私立間で均衡のとれた財政措置をとることが求められている。

貴職におかれては、父母負担の軽減と教育改革を願う広範な県民の要求に応え、学校と教育を最優先する施策を推進することこそが望まれている。

従って、本町議会は、国からの支援金を加算し、父母負担軽減に大きな役割を果たしている授業料助成を拡充するとともに、経常費助成についても、国から財源措置のある「国基準単価」を土台に、学費と教育条件の「公私格差」を着実に是正できる施策を実施することを要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月26日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上であります。

(9番議員降壇)

○議長 黒川勝好君

提案説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって発議第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

日程第26 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第57号「福祉給食センター調理器具等購入契約の締結について」をこの際日程に追加し、議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

○議長 黒川勝好君

追加日程第27 議案第57号「福祉給食センター調理器具等購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第57号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって議案第57号は原案のとおり可決されました。

○議長 黒川勝好君

お諮りいたします。

本定例会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。

会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成23年第3回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

(午前10時33分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

黒川勝好

1番 議員

松本正美

6番 議員

伊藤俊一